

## 弊社のインボイス制度に関するご案内

弊社はインボイス制度に対応するため、適格請求書発行事業者に登録しました。

登録番号：T9010001024708

登録年月日：令和5年10月1日

弊社が発行するインボイスは以下の通りです。

お客様にて下記インボイスを保存することで仕入税額控除をしていただくことができます。

そのため弊社とのお取引について、インボイス制度による仕入税額控除の制限は生じません。

| お客様との取引   | インボイス                  |
|---|------------------------|
| リース<br>(リース開始日)<br>令和5年<br>10月以降<br>ファイナンス<br>リース   | リース契約書                 |
| リース<br>(リース開始日)<br>令和5年<br>10月以降<br>オペレーティング<br>リース | リース契約書 + 通帳等           |
| リース<br>(リース開始日)<br>令和5年<br>9月以前<br>オペレーティング<br>リース  | リース契約書 + 通帳等 + 当ご案内※   |
| レンタカー<br>(TRBM会員含む)<br>現金による決済<br>クレジットカード          | 貸渡精算明細書兼請求書            |
| 弊社が請求書を<br>発行する決済                                   | 請求書                    |
| TOYOTA SHARE  | 領収書<br>(アプリから発行いただけます) |
| その他   | 請求書                    |

※令和5年9月以前の契約書で不足している適格事業者登録番号を当ご案内でご通知

(インボイス通達3-1に準じ、複数の書類で適格請求書の記載事項を満たしております)

尚、令和5年9月以前に開始したファイナンスリースについてはインボイスは不要です

弊社のインボイス対応についてご質問等ございましたら弊社発行部署までお問い合わせください。